

質問回答

NO.	質問	回答
1	・仕様書 3－（１）－エー（ア）について 「100 者以上の高齢者の見守り等の支援を行う団体に展開を行うこと。」とありますが、普及啓発ツールの送り先となる団体リスト（団体名、担当者名、メールアドレス、電話番号など）は、環境省様にてご用意いただけるという認識で間違いないでしょうか。 また、デザインデータの作成のみで印刷と発送はなしという認識で間違いないでしょうか。	・普及啓発ツールの送り先となる団体は、受託者において用意をお願いいたします。 また、普及啓発ツールの作成について、仕様書上、印刷・発送は必須としていませんが、追加提案することを妨げるものではありません。
2	・仕様書 3－（１）－エー（ア）について 啓発ツール（チラシなど）に関する業務は、デザインデータの作成のみで、印刷・発送はなしという認識で間違いないでしょうか。	・普及啓発ツールの作成について、仕様書上、印刷・発送は必須としていませんが、追加提案することを妨げるものではありません。
3	・仕様書 3－（１）－エー（ウ）について 想定されている広告の素材は、画像（静止画）または動画のどちらでしょうか。	・画像を想定していますが、動画の使用を妨げるものではありません。また広告素材については、受託者において作成をお願いいたします。
4	・仕様書 3－（１）－エー（ウ）について 若年層向けのWEB広告に関して、配信素材は環境省様でお持ちでしょうか。 それとも受託者にて制作するのでしょうか。	・配信素材は受託者にて作成をお願いいたします。
5	・仕様書 3－（１）－オについて 普及啓発実施期間が8月～9月末とあります。8月7日開札ですので、開始が8月中であれば良いという理解でよろしいでしょうか。	・普及啓発は、契約日以降から9月末までの期間において実施をお願いいたします。
6	・仕様書 3－（１）－エー（イ）について 受託者の業務内容は「インフルエンサー100名以上への情報提供」まででインフルエンサーによる情報発信は含まない認識で間違いないでしょうか。 （情報発信はインフルエンサーの任意で、受託者は情報発信しやすい情報提供の工夫をする）	・仕様書上、インフルエンサー100名以上への情報提供までを想定しており、インフルエンサーによる情報発信を必須としておりませんが、追加提案することを妨げるものではありません。
7	・仕様書 3－（４）について 報告書の項目・書式は指定がありますでしょうか。それとも任意でしょうか。	・報告書の項目・様式に指定はありません。